

**初回加算について**

○令和 6 年 4 月以降、指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援事業所として指定を受け、委託ではなく直接ケアプラン作成を行った場合、初回加算が算定できるのか。

参考【介護保険最新情報 Vo11245】

問 7 居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。

(回答)

算定可能である。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメントを行ったうえで介護予防サービス計画を作成する必要がある。

○令和 6 年 3 月 11 日付通知「介護予防事業を実施する際の留意点」にあるような、月ごとに介護予防支援、介護予防ケアマネジメントと利用するサービスが変更となる場合、再度変更届出を行い、計画作成を行った場合も初回加算算定の対象となるのか。

**【尼崎市介護予防ケアマネジメントマニュアル】 P31 参照**

初回加算

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのはどのような場合か

(回答)

以下の①～④の場合に一連の手順（(3) 情報収集・課題整理～（7）計画の交付）を適切に行い、介護予防サービス・支援計画を作成した際に算定します。

- ① 新規で介護予防サービス計画、介護予防ケアプランを算定した場合。
- ② 当該利用者について、過去 2 か月以上、介護予防支援または介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合
- ③ 要介護者が→要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合、要支援者→事業対象者となった場合。事業対象者→要支援者になった場合。
- ④ 転居等により包括 C が変更になった場合。

※包括 C の変更がなく、委託先の居宅介護支援事業所の変更のみの場合は初回加算は算定できません。

## ケアプラン等について

○指定居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者、新規サービス利用者については、令和6年4月から指定介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所が直接担当をすることとなり、重要事項説明書・契約書の作成に関しては、月ごとに利用するサービスが変更になる状況を想定し、地域包括支援センターとの契約を事前に行う方が良いのか。

(回答)

地域包括支援センターから委託を受けプラン作成をしていた方も新規でケアプラン作成を行う場合についても、「指定居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を実施する際の留意点について」のように、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントが月毎で変更となる可能性がある方については、利用者の不利益にならないよう、地域包括支援センターと契約を行うようにしてください。

○新規で令和6年4月以降、指定を受けた居宅介護支援事業所が、届出後、地域包括支援センターに連絡せず、利用者は、地域包括支援センターと契約を行っていなかった。給付管理後、国保連からの返戻で、介護予防支援ではなく介護予防ケアマネジメントであることが判明。この場合、届け出については、サービス開始時に遡ることができるが、契約については遡ることができない為、償還払いとなるのか。

(回答)

今回、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合、再度居宅（介護予防）サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼を提出する必要があります。契約については、事前に地域包括支援センターと契約を結ぶことで、どちらの請求になったとしても利用者が不利益を生じることはありません。地域包括支援センターと契約を結んでいない場合については償還払いとなりますので注意してください。

○地域包括支援センターから、委託を受け、ケアプラン作成を行っていたが、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受け居宅変更に伴い、地域包括支援センターの担当が終了となる為、評価表の提出が必要となるのか。

(回答)

委託先の居宅介護支援事業所が、指定を受け直接ケアプラン作成を行う事になり、地域包括支援センターからの委託プラン作成が終了となる為、評価表の提出が必要。

○月ごとに介護予防支援、介護予防ケアマネジメントと月によって請求が異なるような場合、居宅介護予防) サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書の届出を行い、ケアプラン作成が必要となるのか。

(回答)

契約、ケアプラン作成が必要となります。

○留意点のように、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントと月によって請求が異なるような場合、居宅(介護予防) サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書の届出は行うが、ケアプランの変更等については、軽微な変更には当たらないのか。

参考 ※介護保険最新情報 VOL1260 (令和6年4月26日)

指定居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意点について

「包括的な委託」を行った場合の事務フロー

あらかじめ運営協議会の意見を聞いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行う事も差し支えない。

「包括的な委託」を行った場合の事務フロー(イメージ)

※④にあるケアマネ事業所、センターが同時に届け出の提出を行う事が可能

(回答)

介護保険最新情報 VOL1260「包括的な委託」の取り扱いについては本市においては、現在協議中であるため当面の間、軽微な変更にはあたらないと取り扱う。

○月ごとに介護予防支援、介護予防ケアマネジメントと月によって請求が異なるような場合、「居宅(介護予防) サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書」の届出を行い、ケアプラン作成が必要となる場合、提出書類については居宅介護支援事業所、地域包括支援センターどちらが原本保管となるのか。

(回答)

・【委託から直接ケアプラン作成となる場合】

介護保険の有効期間内に委託から、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け直接担当となる場合、最初に担当をしていた地域包括支援センターが原本保管を行う。その際必要な書類については、居宅介護支援事業所には、コピーを渡してください。

・【新規利用者で月によって請求が異なる場合】

新たに指定を受け居宅介護支援事業所が直接担当となるケースで、月によって請求が異なり、ケアプラン作成が必要な場合については、最初に担当した居宅介護支援事業所が原本保管を行い、地域包括支援センターにはコピーを提出するようにしてください。